



謹賀新年



「足元を見つめ、新たなる出発へ」

理事長 久保田 健一郎



新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

又、シルバー事業の運営につきましては格別のご支援とご理解を賜っておりますこと厚くお礼申し上げます。

さて、今年の干支は己亥（つちのとい）でこの干支は「相剋」を表すとのことでございます。ちなみに相剋とは「対立、矛盾する二つのものが互いに相手に勝とうと争うこと」を意味し、必ずしも順風満帆とは言い難い年になりそうです。少し思いを巡らすだけでも相剋といえる、米国と中国の貿易問題、英国国内における EU 離脱をめぐる混乱、日本における憲法改正の問題等、複雑な課題が山積しております。一方においては平成天皇がご退位され新たに現、皇太子がご即位され元号が改まる、おめでたい年でもあります。

したがって、本年は亥年であっても「猪突猛進」を避け足元を見つめ直し、改める所は改め成功体験に頼ることなく慎重に事を運ぶ必要があると思います。

私たちシルバー世代は長い道のりを歩んで参りました。これからも歩み続けなければなりません。失敗は成功の基などと流暢なことは言ってもらえません。失敗は許されない年代となってしまいました。そして、このような状況であっても歩み続けることが人生の成功者だと思います。私も皆様と共に一歩、一歩確実に歩み続けたいと思います。

むすびに、シルバー人材センター運営に関しましては本年も地域を支えるシルバーとして皆様と共に「自主、自立、共働、共助」を基本として事業活動やボランティア活動等に積極的に取り組んでまいります。皆様の一層のご支援、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

又、本年が皆様にとりまして健康で明るい素晴らしい年となりますことを心よりご祈念申し上げ、役職員を代表してのあいさつとさせていただきます。

入会希望者（新会員）の紹介（敬称略）12月

12076 増山 文恵 石岡市高浜 60510 奥島 勝之 石岡市柿岡

配分金支払証明書を送付しました

平成 30 年 1 月から 12 月までの 12 ヶ月間の間に、シルバーで配分金収入のあった会員皆様全員に「配分金支払証明書」を送付しました。

つきましては、確定申告の際などにご利用ください。シルバー請負業務で得た配分金収入等に対する所得税の取扱いについては、次の「配分金収入等に対する取り扱い」を参照してください。なお、派遣会員として就業した会員各位には、給与所得の源泉徴収票を送付いたしましたのでご確認願います。

重要な書類ですので、大切に保管願います。

派遣業務に従事されている会員皆さんへ

派遣業務で就労されている会員皆さんの「給与所得の源泉徴収票」は、茨城県シルバーセンター連合会から発送されます。

就業情報

企業等から次のとおり仕事の依頼がありました。希望する方は早めにご連絡ください。なお、直接会社等への問い合わせはご遠慮ください。

- 1 小美玉市内**
内容 洗濯業務全般 女性希望 乾燥・たんでビニール袋に入れる
時間 8:15~17:00 実働 7:45 月~金 常備 1 名でローテーション制
単価 時給 860 円 場所 石岡市泉町
- 2 ぺんてる株式会社**
内容 清掃作業（屋内外・トイレ・その他） 女性希望
時間 8:30~17:00 月~金 ローテーション制
単価 時給 800 円 場所 小美玉市上玉里
- 3 ダイセイエブリ二十四（株）**
内容 食堂（休憩室）・更衣室・トイレの清掃作業 女性希望
時間 9:00~13:00 月 7 日程度 常備 1 名でローテーション制
単価 時間当たり 800 円 場所 小美玉市世楽
- 4 小美玉市内**
内容 足場資材の清掃等作業 常備 3~4 名 急募（すでに仕事してます）
足場パイプに付着した塗料やコンクリート等をへらで落とす作業
時間 8:00~17:00（7.5 時間） ローテーション制
単価 時給 1,000 円 場所 小美玉市上合（百里基地そば）
- 5 小美玉市内**
内容 石岡市内ごみ集積所の収集・運搬作業 多数募集（急募）普通免許要
時間 7:30~16:30 年間 364 日営業 勤務日は相談に応じます
単価 運転手=日給 9,000 円 助手=8,000 円 場所 小美玉市高崎
- 6 小美玉市内**
内容 レンタル重機の清掃及び塗装 会社休日は、日・祝
時間 9:00~17:00 週 2~3 日（ローテーション制）
単価 時給 900 円 場所 小美玉市堅倉

配分金収入等に対する所得税の取り扱い

シルバー人材センターで得た配分金収入等に対する所得税の取り扱いは、以下のとおりです。

- 配分金収入は所得税法上「雑所得」に区別されます。雑所得の金額は原則として雑所得の総収入金額から必要経費を控除した額です。したがって、配分金収入に係る必用経費の額が 65 万円以上ある場合、配分金収入から必要経費の全額を控除とします。
- 必要経費の額が 65 万円未満の場合は、「租税特別措置法」第 27 条の適用により、65 万円を上限として控除します。（但し、収入金額を限度とします。）
- 公的年金を受給されている会員は、配分金収入とは別に公的年金等の控除が受けられます。
- 給与収入がある会員は、最低 65 万円（ただし収入金額を限度とします）の給与所得控除が受けられますが、その場合、配分金収入に係る控除額は 65 万円から給与所得を控除した残額が限度です。

{必要経費の額が 65 万円未満の場合の例示}

（設例）ある会員（66 歳）の年間収入は次のようなものでした。

- ① 配分金収入 52 万円（うち交通費などの必要経費 10 万円）
- ② 給与収入 18 万円（シルバー派遣等による短期就業期間の賃金）
- ③ 公的年金収入 150 万円

(1) (配分金収入及び給与収入に係る所得の控除)

(最低保障額) (給与所得控除額) [雑所得 (配分金所得) 分の最低保障額]
650,000 円 - 180,000 円 = 470,000 円
(最低保障額の残額) (配分金収入) [雑所得 (配分金所得) 分の特例経費]
470,000 円 < 520,000 円 → 470,000 円 → 最低保障額の残額で頭打ちしたがって この場合
520,000 円 - 470,000 円 = 50,000 円が控除後の所得となります。→ (A)

(2) (公的年金収入に係る雑所得の控除)

1,500,000 円 × 100% - 1,200,000 円 = 300,000 円
※ 割合や控除額については、「公的年金等に係る雑所得の速算表」(税務署にあります) から算出してください。
したがって、この場合、300,000 円が控除後の所得となります。→ (B)

(3) (基礎控除)

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得控除後の所得合計額
(A) + (B) = 350,000 円
(基礎控除)
350,000 円 - 380,000 円 = (マイナスとなるので 0)

したがってこの場合、課税所得はないので、課税所得はないので確定申告は必要ありません。

なお、配分金収入、給与収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、最寄の税務署か市役所税務課にお尋ねください。